

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令等の整備について

1. 背景

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布されたところ、改正法の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)をはじめとした国土交通省関係省令、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)及び基準省令の関係省令並びに関係告示について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 省令関係

i. 建築物省エネ法施行規則の改正

(1) 建築士の努力義務(新設)

改正法による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第6条第3項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならないこととする。

(2) 省エネ適判を要しない省エネ適判が比較的容易な特定建築行為(新設)

建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)に適合させなければならない建築物の建築のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)が比較的容易であることから省エネ適判を要しない特定建築行為は、以下の①～③のいずれかに該当する建築行為とする。また、省エネ適判を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の変更をする際に省エネ適判を要しない建築行為は、以下の①に該当するものとする。

①住宅の建築であって、当該住宅を基準省令に基づく外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(仕様基準又は誘導仕様基準)に適合させるもの

②住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)に基づく設計住宅性能評価(特定建築行為に係る住宅が省エネ基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消

費性能(以下「省エネ性能」という。)を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。)を受けた住宅の新築

③長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は住宅品質確保法に基づく長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

(3) 省エネ適判と設計住宅性能評価等とを併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化(新設)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録判定機関」という。)であって住宅品質確保法上の登録住宅性能評価機関であるものに対し、特定建築行為である住宅の新築に係る住宅について設計住宅性能評価の申請又は長期使用構造等の確認の求めをした場合において、当該機関に当該住宅の新築に係る確保計画の提出をするときは、確保計画への図書の添付は要しないこととし、当該申請に係る添付図書又は当該確認の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを確保計画の添付図書とみなすこととする。

また、当該機関(上記により提出した確保計画の変更に係る直前の省エネ適判を行ったものに限る。)に対し、当該住宅の新築に係る変更設計住宅性能評価の申請又は長期使用構造等の変更の確認の求めをした場合において、当該機関に当該住宅の新築に係る変更後の確保計画の提出をするときも同様とする。

(4) 適合性判定員の要件の拡大等(第40条、第43条及び第56条関係)

建築物省エネ法施行規則第40条第1号に定める適合性判定員の要件について、以下の①～③に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ①～③のいずれかの者に該当する者及びこれらの者と同等以上の知識及び経験を有する者であり、かつ、登録適合性判定員講習を修了した者とする。ただし、住宅品質確保法上の評価員である者にあつては、住宅に限って省エネ適判を行う場合は、当該講習の修了を要しないこととする。

これに伴い、講習事務に従事する講師となることができるのは、以下の①のいずれかに該当する者(当該講習を修了していない者を除く。)又は同条第2号に掲げる者に該当し、適合性判定員として3年以上の実務経験を有する者とする。また、判定の業務の実施基準として、省エネ適判は、以下の①～③の建築物(当該講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。)の区分に応じ、それぞれ①～③のいずれかに該当する適合性判定員が行うよう定めることとする。

①建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物 一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で2年以上の実務経験を有するもの、一級建築士、建築設備士

②建築士法第3条の2第1項各号に掲げる建築物(①の建築物を除く。) ①の者、二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で2年以上の実務経験を有するもの、二級建築士

③上記①②に掲げる建築物以外の建築物 ①②の者及び木造建築士

(5) その他所要の規定の整備を行う。

ii. 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の改正

(1) 建築確認申請書の添付図書の見直し(第1条の3第1項関係)

- ① 仕様規定及び建築物の部分を対象とする構造計算(詳細は告示にて規定予定。II i 参照。)のみで建築基準法令への適合を確認する木造建築物(建築物全体を対象とする構造計算を実施しない木造建築物)については、建築確認申請時に基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図の添付を求めず、構造部材等の仕様を明示した仕様表を添付すれば足りることとする。
- ② i. (2)の省エネ適判を要しない特定建築行為に該当することの確認に必要な図書(仕様基準に適合するものであることを説明する設計内容説明書等)を追加することとする。
- ③ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第172号。以下「改正令」という。)による建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正等に伴う所要の見直しを行う(同令第45条第1項に係る認定書の写しの追加等)。

(2) 計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の対象の拡大(第3条の2関係)

(1)①の建築物に係る建築確認を要しない軽微な変更の対象に以下を追加する。

- ・構造耐力上主要な部分である部材の材料の変更(建築材料が異なるものとなる変更を除く。)(※1)
- ・構造耐力上主要な部分である部材の構造の変更(※2)
- ・構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更

※1 令第46条第3項の床組又は小屋はり組に用いる建築材料及び同条第4項の壁又は筋かいに用いる建築材料に関しては、建築材料の異なる変更については軽微な変更該当することとする。また、第3条の2第1項第12号の表の上欄に掲げる材料については、下欄に掲げる材料とする変更のみ軽微な変更該当することとする。

※2 第3条の2第1項第12号の表の上欄に掲げる構造については、下欄に掲げる構造とする変更のみ軽微な変更該当することとする。

(3) 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者の整理(第3条の13関係)

改正法により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち構造設計一級建築士が構造設計を行った建築物等の計画について、国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が確認審査を行う場合は、当該計画について構造計算適合性判定を不要とすることが可能となったところ、当該要件を、構造計算適合判定資格者であることとする。

(4) 完了検査申請書の添付図書(第4条第1項関係)

完了検査申請書の添付図書として、i. (2)②について設計住宅性能評価に要した図書及び書類、③について長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類(②③いずれも省エネ性能に係るものに限る。)を追加するとともに、i. (2)②の住宅又はi. (3)が適用される住宅につい

て住宅品質確保法に基づく建設住宅性能評価における検査を受けたときについては、検査報告書又はその写しを追加することとする。

(5) 構造規制の改正に伴い新設された認定制度の施行に必要な規定の整備(第11条の2の3及び別表第2関係)

改正令による建築基準法施行令の改正により、新たに同令第45条第1項及び第2項の認定制度が新設されることに伴い、これらの認定に係る申請手数料の額を、同令第46条第4項の認定の申請とあわせて270万円とする。

(6) 確認申請書及び建築計画概要書の様式改正(別記第2号様式及び別記第3号様式関係)

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項並びにこれらの規定に基づく告示の規定の適用について、改正令等の施行後1年間(令和8年3月31日まで)は、一定の条件を満たす場合に限り、改正令等による改正前の基準(現行の基準)によることができることとする予定であるところ(※)、確認検査の効率化等の観点から、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間に限り、確認申請書(別記第2号様式)及び建築計画概要書(別記第3号様式)において、これらの規定に関し現行の基準又は改正後の基準のいずれに適合する建築物であるかを記載する欄を設けることとする。

※3 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集について」(意見募集期間:令和6年4月18日から令和6年5月17日まで)参照

(7) その他所要の規定の整備を行う。

iii. 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)の改正

(1) 指定確認検査機関の指定区分の見直し及び確認検査員又は副確認検査員の数の基準の見直し(第15条及び第16条並びに別記第2号様式及び別記第2号の2様式関係)

構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げに伴い、機関省令第15条の指定確認検査機関の指定区分について、現行の

①「床面積の合計が 500 m²以内の建築物の建築確認等を行う者」

②「床面積の合計が 500 m²を超え 2,000 m²以内の建築物の建築確認等を行う者」

を、それぞれ

①「床面積の合計が 300 m²以内の建築物の建築確認等を行う者」

②「床面積の合計が 300 m²を超え 2,000 m²以内の建築物の建築確認等を行う者」

に改めることとする。なお、現在①又は②の区分の指定を受けている者については、指定を改めて取り直さずとも、引き続きそれぞれ①'又は②'の区分の指定を受けている者とする旨の経過措置を置くこととする。

また、確認検査員又は副確認検査員の数の算定の際に使用する係数(機関省令第16条の表に掲げる値)について、実態を踏まえた数値の見直しを行うとともに、完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る検査をデジタル技術を活用して遠隔から実施する場合における当該係数を新たに設定することとする(具体的な数値については、別紙の表のとおり。)

あわせて、確認検査の業務の予定件数(別記第2号様式)及び過去20事業年度以内における確認検査の実施件数(別記第2号の2様式)について、業務の区分を改正後の指定区分に改めるとともに、別記第2号様式において、実地検査と遠隔検査の実施件数を記入する欄を設けることとする。

(2) 構造規制の改正に伴い新設された認定制度の施行に必要な規定の整備(機関省令第59条及び第63条関係)

改正令による建築基準法施行令の改正により、新たに同令第45条第1項及び第2項の認定制度が新設されることに伴い、これらの認定制度を指定性能評価機関の指定区分に追加するとともに、当該認定制度の試験方法を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

iv. その他の国土交通省関係省令において、経過措置を含め、所要の規定の整備を行う。

v. 基準省令の改正

(1) 住宅の建築物省エネ基準に係る評価ルートの合理化等(第1条第1項第2号及び附則第2条関係)

基準適合義務の対象に住宅が追加されることを踏まえ、現行では複数ある簡易な計算による評価ルートを合理化し、住宅については性能計算又は仕様基準により評価することとする。また、現行では当面の経過措置とされている気候風土適応住宅に係る外皮基準の適用除外規定について、恒久的な措置として位置付けることとする。

(2) 増築又は改築の場合に適用する建築物省エネ基準(第1条第1項、附則第3条、附則第4条及び別表第1関係)

改正法の施行に伴い、建築物の増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分を省エネ基準に適合させることが義務付けられることから、基準省令においてその旨を規定するとともに、この場合、住宅部分の外皮については仕様基準に適合させることとする。また、既存建築物の増築又は改築の場合の省エネ基準を緩和する経過措置については、廃止することとする。

さらに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)第2条の施行により、令和6年度より2,000㎡以上の大規模非住宅建築物に係る基準が引き上げられたところ、非住宅部分の増築又は改築の場合には、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積が2,000㎡以上であるものについて、当該非住宅部分を引上げ後の基準に適合させることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

vi. 基準省令を改正する省令の改正

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第2号)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において、所要の規定の整備を行う。

II. 告示関係

i. 建築確認申請時に基礎伏図等の添付を求めない建築物に関して実施可能な建築物の部分を対象とする構造計算(新設)

I ii (1)①の建築物の部分を対象とする構造計算は、以下に掲げるものとする。

- ・平成12年建設省告示第1347号第2の基礎を対象とした構造計算
- ・平成12年建設省告示第1349号の柱を対象とした構造計算
- ・平成12年建設省告示第1460号ただし書の継手及び仕口を対象とした構造計算

ii. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)

(1) 気候風土適応住宅の外皮性能の算出方法(第2の2(1)イ・ロ及び附則第2項関係)

iii. の気候風土適応住宅に係る性能計算を行う場合に評価上用いる外皮性能については、省エネ基準相当の水準の規定値を用いることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

iii. 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件(令和元年国土交通省告示第786号)の改正

(1) 気候風土適応住宅の要件の追加(第1項第1号関係)

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イの外皮基準に適合させることが困難であるもの(気候風土適応住宅)の要件として、屋根が茅葺であること及び外壁に係る現行の要件を満たす場合において屋根が面戸板現し又はせがい造りであることを追加することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

iv. その他の国土交通省関係告示において、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:令和6年夏頃

施行:令和7年4月1日

※ただし、I.i.(4)は公布日に施行予定。

(別紙) 確認検査員等の数の算定の際に使用する係数(機関省令第16条の表に掲げる値)

赤字は今回の改正箇所

<改正後>

(1)	(2)	(3)	確認検査員の必要人数の算定基準値(は)
(1)	床面積の合計が300㎡以内の建築物(法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物に限る。	建築確認 完了検査(部隔) 完了検査(実地) 中間検査(部隔) 中間検査(実地) 仮使用認定(部隔) 仮使用認定(実地)	2,600 2,600 860 2,600 860 2,600 860
		建築確認	1,300
		完了検査(部隔)	1,600
		完了検査(実地)	720
		中間検査(部隔)	2,000
		中間検査(実地)	780
		仮使用認定(部隔)	1,600
		仮使用認定(実地)	720
		建築確認	360
		完了検査(部隔)	860
		完了検査(実地)	510
		中間検査(部隔)	1,500
		中間検査(実地)	680
		仮使用認定(部隔)	860
		仮使用認定(実地)	510
		建築確認	230
		完了検査(部隔)	430
		完了検査(実地)	320
		中間検査(部隔)	680
		中間検査(実地)	450
		仮使用認定(部隔)	430
		仮使用認定(実地)	320
		建築確認	200
		完了検査(部隔)	280
		完了検査(実地)	230
		中間検査(部隔)	460
		中間検査(実地)	340
		仮使用認定(部隔)	280
		仮使用認定(実地)	230
		建築確認	1,300
		完了検査	780
		中間検査	2,200
		建築確認	2,600
		完了検査	1,000
		中間検査	3,500
		建築確認	1,900
		完了検査	1,000
		中間検査	3,300
		仮使用認定	1,000



<改正前>

(1)	(2)	(3)	確認検査員の必要人数の算定基準値(は)
(1)	床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物に限る。	建築確認 完了検査 中間検査 仮使用認定	2,600 860 860 860
		建築確認	590
		完了検査	720
		中間検査	760
		仮使用認定	720
		建築確認	360
		完了検査	510
		中間検査	680
		仮使用認定	510
		建築確認	230
		完了検査	320
		中間検査	460
		仮使用認定	320
		建築確認	200
		完了検査	230
		中間検査	340
		仮使用認定	230
		建築確認	1,300
		完了検査	780
		中間検査	2,200
		建築確認	2,600
		完了検査	1,000
		中間検査	3,500
		建築確認	1,900
		完了検査	1,000
		中間検査	3,300
		仮使用認定	1,000